

昭和四十年公正取引委員会規則第一号

公正取引委員会事務局組織規程

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第七十六条の規定に基づき、公正取引委員会事務局組織規程を

次のように定める。

(事務分掌その他の組織の細目)

第一条 事務総局の事務分掌その他の組織の細目は、この規則で定めるものほか、事務総長の定めるところによる。

(政策調整専門官)

第二条 事務総局官房総務課に政策調整専門官一人以内を置く。

第三条 事務総局経済取引局調整課に調査専門官九人以内を置く。

第四条 事務総局組織令第十三条に掲げる事務を処理する。

第五条 事務総局經濟取引局企業結合課に企業結合調査官三十五人以内を置く。

第六条 事務総局組織令第十四条に掲げる事務を処理する。

第七条 事務総局経済取引局取引部企画課フリーランス取引適正化室にフリーランス取引調査官十一人以内を置く。

第八条 事務総局組織令第十六条に掲げる事務を処理する。

第九条 事務総局組織令第十号第六条第六項に掲げる事務を処理する。

(転嫁円滑化対策調査官)
第十条 事務総局経済取引局取引部企業取引委員会事務総局組織令第十六条に掲げる事務を処理する。

第十二条 事務総局経済取引局取引部企業取引を処理する。

第十三条 事務総局経済取引局取引部企業取引を処理する。

第十四条 事務総局経済取引局取引部企業取引を処理する。

第十五条 事務総局経済取引局取引部企業取引を処理する。

第十六条 事務総局経済取引局取引部企業取引を処理する。

2	下請取引検査官は、命を受け、公正取引委員会事務局組織規則第七条第二項に掲げる事務を処理する。
	(特別専門官)

2	前項の特別専門官は、命を受け、次に掲げる事務に参画する。
	(特別専門官)

2 事務に置く。

3 前項の特別専門官は、命を受け、次に掲げる事務に参画する。

4 主要な事件の審査、排除措置計画及び排除内を置く。

5 確保措置計画の認定、排除措置命令、課徴金の納付命令、競争回復措置命令並びに排除措置計画及び排除措置計画の認定後の監査(いずれも私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)以下「独占禁止法」という。)第四章の規定に係るもの(除く。)に関すること。

6 告発及び裁判所に対する違反事件に係る緊急停止命令の申立て(いずれも独占禁止法第二号の規定に係るもの(除く。)に関すること。

7 告発及び裁判所に対する違反事件に係る緊急停止命令の申立て(いずれも独占禁止法第二号の規定に係るもの(除く。)に関すること。

8 告発及び裁判所に対する違反事件に係る緊急停止命令の申立て(いずれも独占禁止法第二号の規定に係るもの(除く。)に関すること。

9 告発及び裁判所に対する違反事件に係る緊急停止命令の申立て(いずれも独占禁止法第二号の規定に係るもの(除く。)に関すること。

10 告発及び裁判所に対する違反事件に係る緊急停止命令の申立て(いずれも独占禁止法第二号の規定に係るもの(除く。)に関すること。

11 告発及び裁判所に対する違反事件に係る緊急停止命令の申立て(いずれも独占禁止法第二号の規定に係るもの(除く。)に関すること。

12 告発及び裁判所に対する違反事件に係る緊急停止命令の申立て(いずれも独占禁止法第二号の規定に係るもの(除く。)に関すること。

13 告発及び裁判所に対する違反事件に係る緊急停止命令の申立て(いずれも独占禁止法第二号の規定に係るもの(除く。)に関すること。

14 告発及び裁判所に対する違反事件に係る緊急停止命令の申立て(いずれも独占禁止法第二号の規定に係るもの(除く。)に関すること。

15 告発及び裁判所に対する違反事件に係る緊急停止命令の申立て(いずれも独占禁止法第二号の規定に係るもの(除く。)に関すること。

16 告発及び裁判所に対する違反事件に係る緊急停止命令の申立て(いずれも独占禁止法第二号の規定に係るもの(除く。)に関すること。

17 告発及び裁判所に対する違反事件に係る緊急停止命令の申立て(いずれも独占禁止法第二号の規定に係るもの(除く。)に関すること。

18 告発及び裁判所に対する違反事件に係る緊急停止命令の申立て(いずれも独占禁止法第二号の規定に係るもの(除く。)に関すること。

19 告発及び裁判所に対する違反事件に係る緊急停止命令の申立て(いずれも独占禁止法第二号の規定に係るもの(除く。)に関すること。

20 告発及び裁判所に対する違反事件に係る緊急停止命令の申立て(いずれも独占禁止法第二号の規定に係るもの(除く。)に関すること。

21 告発及び裁判所に対する違反事件に係る緊急停止命令の申立て(いずれも独占禁止法第二号の規定に係るもの(除く。)に関すること。

22 告発及び裁判所に対する違反事件に係る緊急停止命令の申立て(いずれも独占禁止法第二号の規定に係るもの(除く。)に関すること。

23 告発及び裁判所に対する違反事件に係る緊急停止命令の申立て(いずれも独占禁止法第二号の規定に係るもの(除く。)に関すること。

24 告発及び裁判所に対する違反事件に係る緊急停止命令の申立て(いずれも独占禁止法第二号の規定に係るもの(除く。)に関すること。

25 告発及び裁判所に対する違反事件に係る緊急停止命令の申立て(いずれも独占禁止法第二号の規定に係るもの(除く。)に関すること。

近畿中国四国事務所	總務課	取引課	下請課	第一審
第四審查課	第二審查課	第三審查課		
中國支所	總務課	取引課	下請課	審查課
四國支所	總務課	取引課	下請課	審查課
九州事務所	總務課	取引課	下請課	審查課
所	查課	第二審查課	第三審查課	
所	查課	第一審		

十一 中小企業等協同組合の届出の受理に関すること。

十二 生活衛生同業組合の適正化規程に関すること。

十三 労働時間短縮実施計画に関すること。

十四 消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法(平成二十五年法律第四十

一号)の施行に関すること。

十五 前各号に掲げるもののほか、他課の所掌に属さない事務に関すること。

(地方事務所及び支所の総務課)においては、次条第一項第四号及び第六号、第四条の三第一項並びに第五条第一項の事務を行ふことをつかさどる。ただし、特に命じられた場合には、支所の所掌に属するものを除く。)においては、次条第一項第四号及び第六号、第四条の三第一項並びに第五条第一項の事務を行ふことができる。

一 所内事務の総括に関すること。

二 広報及び文書に関すること。

三 人事、会計、物品の管理及び厚生に関すること。

四 経済法令及びこれに基づく行政措置の調査に関すること。

五 独占禁止政策に係る事業活動及び経済実態(独占的状態に係るもの(含む。))の調査に関すること(取引課の所掌に属するものを除く。)。

六 会社及びその子会社の事業に関する報告書、会社の設立に関する届出並びに会社の株式の取得、合併、共同新設分割、吸収分割、共同株式移転又は事業若しくは事業上の固定資産の譲受けに関する計画に係る届出の受付、会社の株式の取得、合併、共同新設分割、吸収分割、吸収分割、共同株式移転又は事業若しくは事業上の固定資産の譲受けをしてはならない期間の短縮並びに議決権の取得又は保有の認可並びにこれらの取消し及び変更に関すること。

七 所内の独占禁止法第四章の規定に係る事件の審査手続(独占禁止法第十一章に規定する手続による調査を除く。)に関すること。

八 独占禁止法第四章の規定に係る事件の審査手続(独占禁止法第十一章に規定する手続による調査を除く。)に関すること。

九 独占禁止法第四章の規定に係る排除措置命令の執行に関すること。

十 独占禁止法第四章の規定に係る排除措置計画の認定及び同章の規定に係る排除措置命令の執行後の監査に関すること。

十一 不當景品類及び不当表示防止法(昭和三十七年法律第百三十四号)の規定による認定に

関すること。

十二 不當景品類及び不当表示防止法の施行に

伴う関係法律の整備に関する法律(平成二十一年法律第四十九号)の規定による改正前の不當景品類及び不当表示防止法の規定による

排除命令に関すること。

十三 不當景品類及び不当表示防止法の施行に

伴う関係法律の整備に関する法律(平成二十一年法律第四十九号)の規定による改正前の不當景品類及び不当表示防止法の規定による

排除命令に関すること。

十四 不當景品類及び不当表示防止法の施行に

伴う関係法律の整備に関する法律(平成二十一年法律第四十九号)の規定による改正前の不當景品類及び不当表示防止法の規定による

排除命令に関すること。

2 前項に掲げる事務（転嫁円滑化対策調査官における）、
あつては、同項第一号の事務及び同項第二号の事務（独占禁止法第一条第九項第六号ホに係るものに限る。）を処理させるため、各地方事務所及び支所を通じて取引方法調査官七人以内及び転嫁円滑化対策調査官十人以内を置く。
（地方事務所及び支所の下請課並びに地方事務所及び支所の下請取引調査官）

**第四条の三 地方事務所及び支所の下請課においては、下請代金支払遅延等防止法（昭和三十一
年法律第二百二十号）の施行に関する事務（近畿
中国四国事務所の下請課にあっては、支所の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。ただし
し、特に命じられた場合においては、第四条第
十四号、前条第一項第一号、第四号及び第六号
並びに次条第一項の事務を行うことができる。**

2 前項に掲げる事務を処理させるため、各地方事務所及び支所を通じて下請取引調査官四十人以内を置く。
（地方事務所の第一審査課、第二審査課、第三審査課及び第四審査課並びに支所の審査課並びに地方事務所及び支所の審査専門官）

**第五条 地方事務所の第一審査課、第二審査課、第三審査課及び第四審査課並びに支所の審査課並びに地
方事務所及び支所の審査専門官）**

1 この規則は、公布の日から施行し、昭和四十
二年四月一日から適用する。
2 第二条の三第一項の規定により置かれる企業結合調査官は、命を受け、同条第二項に規定する事務のほか、地域における一般乗合旅客自動車運送事業及び銀行業に係る基盤的なサービスの提供の維持を図るために私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の特例に関する法律（令和二年法律第三十二号）がその効力を有する間、同法の規定により公正取引委員会が行うこととされている協議、通知の受理及び処分の請求（同法第三条第一項に規定する合併等に係るものに限る。）に関する事務を処理する。
3 第二条の八第一項及び第五条第三項の規定により置かれる審査専門官のほか、当分の間、事務総局審査局並びに各地方事務所及び支所を通じて、関係のある他の職を占める者をもつて充てられる審査専門官若干人を置くことができる。
第六号及び前条第一項の事務を行うことができ
る。

2 地方事務所の第一審査課及び支所の審査課は、前項に規定する事務を行なうほか、次の事務（近畿中国四国事務所の第一審査課にあっては、支所の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。
一 所内の審査事務の総括に関する事務（総務課の所掌に属するものを除く。）。
二 独占禁止法の規定に違反する被疑事実の探し、報告及び通知の受理並びに報告者に対する通知に関する事務（総務課の所掌に属するものを除く。）。
三 排除措置命令の執行及び執行後の監査に関する事務（総務課の所掌に属するものを除く。）。

4 課徴金の徴収に関する事務。

5 前二項に掲げる事務を処理させるため、各地方事務所及び支所を通じて審査専門官五十二人以内を置く。

第六条 中部事務所、近畿中国四国事務所及び支所に、それぞれ經濟取引指導官一人を置く。

2 經濟取引指導官は、命を受け、第四条第四号から第十四号までに規定する事務（近畿中国四国事務所の經濟取引指導官にあっては、支所の所掌に属するものを除く。）のうち特定事項に係る調査及び調整に関する事務を処理する。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。
2 この規則は、昭和五十四年十月一日から施行する。
3 この規則は、昭和五十四年十月一日から施行する。
4 この規則は、昭和五十六年四月三日から施行する。
5 この規則は、昭和五十六年四月三日から施行する。
6 この規則は、昭和五十七年十月一日から施行する。

附 則 （昭和四一年一二月九日公正取引委員会規則第二号）
この規則は、公布の日から施行する。
附 則 （昭和四三年四月一日公正取引委員会規則第一号）
この規則は、昭和四七年四月一日から施行する。
附 則 （昭和四七年四月一日公正取引委員会規則第一号）
この規則は、公布の日から施行する。
附 則 （昭和五六年一〇月一日公正取引委員会規則第二号）
この規則は、公布の日から施行する。
附 則 （昭和五六年一〇月一日公正取引委員会規則第四号）
この規則は、公布の日から施行する。
附 則 （昭和五七年四月九日公正取引委員会規則第一号）
この規則は、公布の日から施行する。
附 則 （昭和五七年九月三〇日公正取引委員会規則第四号）
この規則は、公布の日から施行する。
附 則 （昭和五七年九月三〇日公正取引委員会規則第二号）
この規則は、公布の日から施行する。
附 則 （昭和五八年四月一日公正取引委員会規則第一号）
この規則は、公布の日から施行する。
附 則 （昭和五八年九月三〇日公正取引委員会規則第三号）
この規則は、公布の日から施行する。
附 則 （昭和五八年九月三〇日公正取引委員会規則第二号）
この規則は、公布の日から施行する。
附 則 （昭和五九年四月一日公正取引委員会規則第一号）
この規則は、公布の日から施行する。
附 則 （昭和五九年四月一日公正取引委員会規則第二号）
この規則は、公布の日から施行する。
附 則 （昭和六〇年四月六日公正取引委員会規則第一号）
この規則は、公布の日から施行する。
附 則 （昭和六〇年四月六日公正取引委員会規則第二号）
この規則は、公布の日から施行する。
附 則 （昭和六一年四月一日公正取引委員会規則第一号）
この規則は、公布の日から施行する。
附 則 （昭和六一年四月一日公正取引委員会規則第二号）
この規則は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和五二年四月一五日公正取引委員会規則第一号）
この規則は、昭和五十二年四月十八日から施行する。
附 則 （昭和五三年四月一〇日公正取引委員会規則第一号）
この規則は、昭和五十三年十月一日から施行する。
附 則 （昭和六三年一月三〇日公正取引委員会規則第一号）
この規則は、昭和六三年二月二日から施行する。
附 則 （昭和六三年四月八日公正取引委員会規則第一号）
この規則は、昭和六三年四月八日から施行する。
附 則 （昭和六三年五月三〇日公正取引委員会規則第一号）
この規則は、昭和六三年五月三〇日から施行する。
附 則 （昭和六四年一月三〇日公正取引委員会規則第一号）
この規則は、昭和六四年一月三〇日から施行する。
附 則 （昭和六四年四月一〇日公正取引委員会規則第一号）
この規則は、昭和六四年四月一〇日から施行する。
附 則 （昭和六四年五月一〇日公正取引委員会規則第一号）
この規則は、昭和六四年五月一〇日から施行する。
附 則 （昭和六四年六月一〇日公正取引委員会規則第一号）
この規則は、昭和六四年六月一〇日から施行する。
附 則 （昭和六五年一月三〇日公正取引委員会規則第一号）
この規則は、昭和六五年一月三〇日から施行する。
附 則 （昭和六五年四月一〇日公正取引委員会規則第一号）
この規則は、昭和六五年四月一〇日から施行する。
附 則 （昭和六五年五月一〇日公正取引委員会規則第一号）
この規則は、昭和六五年五月一〇日から施行する。
附 則 （昭和六六年一月三〇日公正取引委員会規則第一号）
この規則は、昭和六六年一月三〇日から施行する。

附 則 (平成七年三月三一日公正取引委員会規則第一号)	附 則 (平成一二年三月二日公正取引委員会規則第一号)
この規則は、平成七年四月一日から施行する。	この規則は、公布の日から施行する。
附 則 (平成八年五月一一日公正取引委員会規則第一号)	附 則 (平成一二年三月三一日公正取引委員会規則第二号)
この規則は、公布の日から施行する。	この規則は、平成十二年四月一日から施行する。
附 則 (平成八年六月一四日公正取引委員会規則第二号)	附 則 (平成一二年九月二九日公正取引委員会規則第三号)
この規則は、公布の日から施行する。	この規則は、平成十二年十月一日から施行する。
附 則 (平成八年九月三〇日公正取引委員会規則第五号)	附 則 (平成一二年九月三〇日公正取引委員会規則第四号)
この規則は、平成八年十月一日から施行する。	この規則は、平成十三年十月一日から施行する。
附 則 (平成九年四月一日公正取引委員会規則第一号)	附 則 (平成一二年一二月二八日公正取引委員会規則第四号)
この規則は、公布の日から施行する。ただし、改正後の公正取引委員会事務総局組織規程第五条第一項第一号の規定は、平成九年四月一日から適用する。	この規則は、平成十三年一月六日から施行する。
附 則 (平成九年六月一八日公正取引委員会規則第一号)	附 則 (平成一二年一二月二八日公正取引委員会規則第五号)
この規則は、公布の日から施行する。	この規則は、平成十三年一月六日から施行する。
附 則 (平成九年九月三〇日公正取引委員会規則第三号)	附 則 (平成一二年三月三〇日公正取引委員会規則第六号)
この規則は、平成九年十月一日から施行する。	この規則は、平成十八年一月四日から施行する。
附 則 (平成九年一二月一二日公正取引委員会規則第四号)抄	附 則 (平成一二年三月三〇日公正取引委員会規則第七号)
この規則は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律(平成九年法律第八十七号)の施行の日(平成九年十二月十七日)から施行する。	この規則は、公布的日から施行する。
附 則 (平成一二年三月三〇日公正取引委員会規則第五号)	附 則 (平成一二年八月二八日公正取引委員会規則第七号)
この規則は、公布の日から施行する。	この規則は、公布的日から施行する。
附 則 (平成一二年四月一月二八日公正取引委員会規則第一〇号)	附 則 (平成一二年一二月二八日公正取引委員会規則第一〇号)
この規則は、公布的日から施行する。	この規則は、公布的日から施行する。
附 則 (平成一二年四月二七日公正取引委員会規則第一一号)	附 則 (平成一二年三月三〇日公正取引委員会規則第一〇号)
この規則は、公布的日から施行する。	この規則は、平成十八年十月一日から施行する。
附 則 (平成一二年五月三〇日公正取引委員会規則第五号)	附 則 (平成一二年四月二八日公正取引委員会規則第一一号)
この規則は、平成十一年十月一日から施行する。	この規則は、平成十九年四月一日から施行する。
附 則 (平成一二年九月三〇日公正取引委員会規則第四号)	附 則 (平成一二年五月三〇日公正取引委員会規則第一二号)
この規則は、平成十一年十月一日から施行する。	この規則は、平成十五年一月一日から施行する。
附 則 (平成一二年九月三〇日公正取引委員会規則第九号)	附 則 (平成一二年一二月二六日公正取引委員会規則第二号)
この規則は、平成十一年十月一日から施行する。	この規則は、平成二十年十月一日から施行する。
附 則 (平成一二年一二月二六日公正取引委員会規則第一号)	附 則 (平成一二年一二月二六日公正取引委員会規則第一号)
この規則は、平成十一年十月一日から施行する。	この規則は、公布的日から施行する。
附 則 (平成一二年一二月二六日公正取引委員会規則第二号)	附 則 (平成一二年一二月二六日公正取引委員会規則第二号)
この規則は、平成十六年一月一日から施行する。	この規則は、平成二十年十月一日から施行する。

<p>附 則 (平成二十四年九月二十五日公正取引委員会規則第三号)</p> <p>この規則は、平成二十四年十月一日から施行する。</p> <p>附 則 (平成二十五年五月一六日公正取引委員会規則第一号)</p> <p>この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則 (平成二十五年六月二八日公正取引委員会規則第二号)</p> <p>この規則は、平成二十五年七月一日から施行する。</p> <p>附 則 (平成二十五年九月三〇日公正取引委員会規則第五号)</p> <p>この規則は、平成二十五年十月一日から施行する。</p> <p>附 則 (平成二六年三月三一日公正取引委員会規則第一号)</p> <p>この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。</p> <p>附 則 (平成二六年九月三〇日公正取引委員会規則第二号)</p> <p>この規則は、平成二十六年十月一日から施行する。</p> <p>附 則 (平成二七年三月三〇日公正取引委員会規則第三号)</p> <p>この規則は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律（平成二十五年法律第二百号）の施行の日（平成二十七年四月一日）から施行する。</p> <p>附 則 (平成二七年四月一〇日公正取引委員会規則第五号)</p> <p>この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則 (平成二七年六月三〇日公正取引委員会規則第七号)</p> <p>この規則は、平成二十七年七月一日から施行する。</p> <p>附 則 (平成二八年三月三一日公正取引委員会規則第一号)</p> <p>この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。</p> <p>附 則 (平成二九年三月三一日公正取引委員会規則第五号)</p> <p>この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。</p> <p>附 則 (平成三十一年三月三〇日公正取引委員会規則第一号)</p> <p>この規則は、平成三十年四月一日から施行する。</p>	<p>附 則 (平成三一年三月二九日公正取引委員会規則第一号)</p> <p>この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。</p> <p>附 則 (令和二年三月三〇日公正取引委員会規則第一号)</p> <p>この規則は、令和二年四月一日から施行する。</p> <p>附 則 (令和三年三月三一日公正取引委員会規則第二号) 抄</p> <p>(施行期日) 1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。</p> <p>附 則 (令和四年三月二五日公正取引委員会規則第一号)</p> <p>この規則は、令和四年四月一日から施行する。</p> <p>附 則 (令和四年一二月九日公正取引委員会規則第三号)</p> <p>この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則 (令和五年三月三〇日公正取引委員会規則第一号)</p> <p>この規則は、令和五年四月一日から施行する。</p> <p>附 則 (令和六年三月二九日公正取引委員会規則第二号)</p> <p>この規則は、令和六年四月一日から施行する。</p>	<p>1 この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。</p> <p>2 改正後の公正取引委員会事務総局組織規程第二条の六第一項の規定にかかわらず、同項に規定する審査専門官の定数は、平成三十一年六月三十日までの間においては、二百九十五人以内とする。</p>
---	--	---